

# 〈復興特別所得税〉に関するお知らせ

平成23年12月2日に公布されました「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、預金・公共債の利子や投資信託の分配金・譲渡益に対し、**平成25年1月1日より「復興特別所得税」として、〈所得税額(国税)×2.1%〉が追加課税されることになりました。**「復興特別所得税」は平成49年12月31日までの25年にわたり、課税されます。

復興特別所得税の源泉徴収は、所得税の源泉徴収の際に併せて行うこととされているため、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して合計税率を乗じて計算した金額を源泉徴収します。

## 【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

$$\text{預金金額等} \times \text{合計税率}(\%)^{(*)} = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}^{(注)}$$

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

※1 合計税率の計算式

$$\text{合計税率}(\%) = \text{所得税率}(\%) \times 102.1\%$$

|                                     | ～平成24年<br>12月31日                    | 平成25年 1月 1日～<br>平成25年12月31日                               | 平成26年 1月 1日～<br>平成49年12月31日  |
|-------------------------------------|-------------------------------------|---|--|
| 預金・公共債の利子、<br>公社債投資信託の<br>分配金・償還益 等 | 所得税15%<br>住民税 5%<br>(合計20%)         | 所得税(国税)及び復興特別所得税 15.315%<br>住民税 5%<br>(合計 20.315%)        |  |
| 公募株式投資信託の<br>普通分配金・譲渡益<br>等         | 軽減税率<br>所得税 7%<br>住民税 3%<br>(合計10%) | 軽減税率所得税(国税)<br>及び復興特別所得税 7.147%<br>住民税 3%<br>(合計 10.147%) | 所得税(国税)<br>及び復興特別所得税 15.315% <sup>(※)</sup><br>住民税 5% <sup>(※)</sup><br>(合計 20.315%) |
| 出資金の配当金                             | 所得税20%<br>住民税 0%<br>(合計20%)         | 所得税(国税)及び復興特別所得税 20.42%<br>住民税 0%<br>(合計 20.42%)          |  |

(※) 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率の適用期限が到来することによる税率の変更です。

**なお、平成24年12月31日以前よりお預け入れいただいている定期預金、定期積金等につきましても、平成25年1月1日以降の満期時・中途解約時に支払われるお利息に対して一律、復興特別所得税が課せられますのであらかじめご承知ください。**  
(期日を境にした日割り計算は行いません。)

お願い

当金庫のパンフレット、商品の説明書等において20%の表示のものがある場合、平成25年1月以降お受け取りの利息等につきましては20.315%に読み替えてご利用いただきますようお願い申し上げます。

- 個人向け国債の中途換金時に差し引かれる中途換金調整額は、平成25年1月10日受渡分以降、「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.8」から「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」となります。
- 公募株式投資信託の普通分配金や譲渡益等について、お客さまが確定申告を行う場合には、「各年分の所得税額×2.1%」が復興特別所得税として課税されます。
- 少額貯蓄非課税制度(マル優)、少額公債非課税制度(マル特)を利用している場合や、租税条約により所得税の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課税されません。

※詳しくは、当金庫の本・支店にお問い合わせください。